

令和5年度市町村庁舎等の受動喫煙防止対策実施状況調査結果

健康づくり推進課

1 調査の目的

市町村庁舎等における受動喫煙防止対策に係る取組状況等について把握し、第3期秋田県がん対策推進計画の進捗管理及び今後の受動喫煙防止対策の参考とすると共に、各市町村の取組について情報共有し、公共施設の受動喫煙防止対策の促進につなげる。

2 調査基準年月日

令和5年7月1日

3 調査対象施設

各市町村が管理する全ての公共施設（指定管理施設も含む。） 計 3,625施設

- ①本庁舎、支所・事務所等（142施設） ②議事堂（25施設）
③教育機関（304施設） ④社会福祉施設（351施設） ⑤医療機関（43施設）
⑥文化施設（588施設） ⑦運動施設（454施設） ⑧観光施設等（240施設）
⑨消防機関（78施設） ⑩その他の施設（799施設） ⑪屋外（599施設）

4 調査事項

- （1）市町村庁舎等の受動喫煙防止に向けた行動計画・指針等の策定状況
- （2）市町村庁舎等の受動喫煙防止対策状況
- （3）市町村庁舎等で受動喫煙対策を講じていない理由

5 調査結果の概要

- ・市町村本庁舎において「完全敷地内禁煙（建物を含む敷地内に喫煙できる場所なし）」を実施している市町村は、21市町村（84.0%）であった。
- ・受動喫煙防止対策については、「完全敷地内禁煙（建物を含む敷地内に喫煙できる場所なし）」が2,373施設（65.5%）と最も多く、次いで、「屋内禁煙（屋外に喫煙場所を定めない等）」が684施設（18.9%）、「屋内禁煙（屋外に喫煙場所を設置）」が532施設（14.7%）の順となっている。
- ・観光施設で「完全敷地内禁煙（建物を含む敷地内に喫煙できる場所なし）」の実施率が低く、道の駅、入浴施設等が46.4%、宿泊施設が23.9%であった。

6 調査結果

別紙のとおり

令和5年度市町村庁舎等受動喫煙対策実施状況調査結果

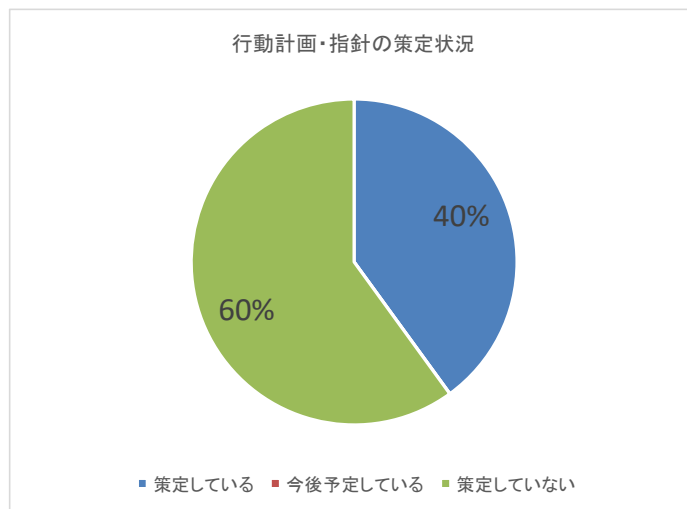
1 市町村庁舎等の受動喫煙防止に向けた行動計画・指針等の策定状況

	市町村数	割合(%)
策定している	10	40.0
今後予定している	0	0.0
策定していない	15	60.0
合計	25	100.0

○策定期期

	市町村数	割合(%)
平成26年度	1	10.0
平成30年度	6	60.0
令和元年度	3	30.0
合計	10	100.0

・受動喫煙防止対策に関する行動計画・指針等の策定を行っているのは、10市町村(40.0%)となっている。



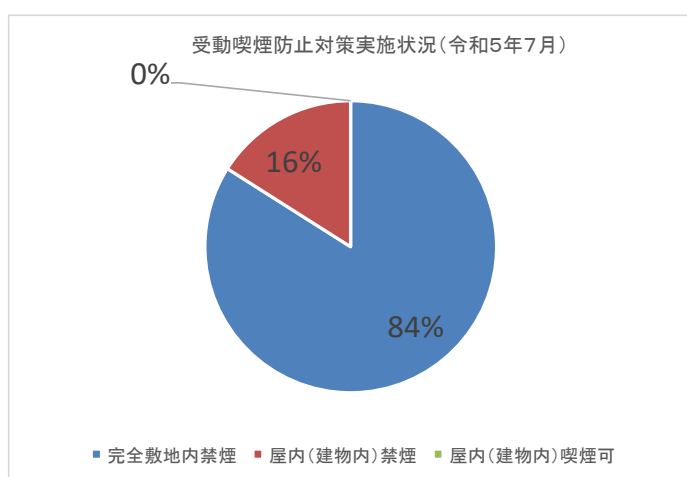
2 市町村本庁舎の受動喫煙防止対策実施状況(令和5年7月)

	市町村数	割合(%)
完全敷地内禁煙	21	84.0
屋内(建物内)禁煙	4	16.0
屋内(建物内)喫煙可	0	0.0
合計	25	100.0

○屋内(建物内)喫煙可能施設の措置状況

	市町村数	割合(%)
屋外に喫煙場所設置	4	100.0
上記以外 屋外に喫煙場所の指定なし等	0	0.0
合計	4	100.0

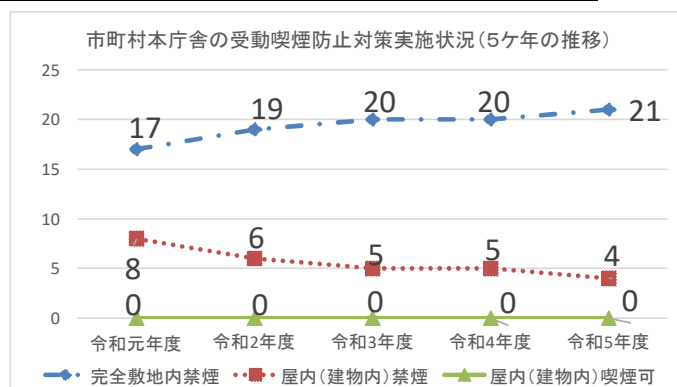
・本庁舎で敷地内禁煙を実施している市町村は、21市町村(84.0%)となっている。屋内禁煙としている4市町村のすべてで屋外に喫煙場所を設置している。



3 市町村本庁舎の受動喫煙防止対策実施状況(5ヶ年の推移)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)	市町村数	割合(%)
完全敷地内禁煙	17	68.0	19	76.0	20	80.0	20	80.0	21	84.0
屋内(建物内)禁煙	8	32.0	6	24.0	5	20.0	5	20.0	4	16.0
屋内(建物内)喫煙可	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	25	100.0	25	100.0	25	100.0	25	100.0	25	100.0

・令和元年7月に改正健康増進法及び県条例が一部施行されて以降、増加傾向。近年は現状維持の状況だったが、令和5年度は3年振りに増加。



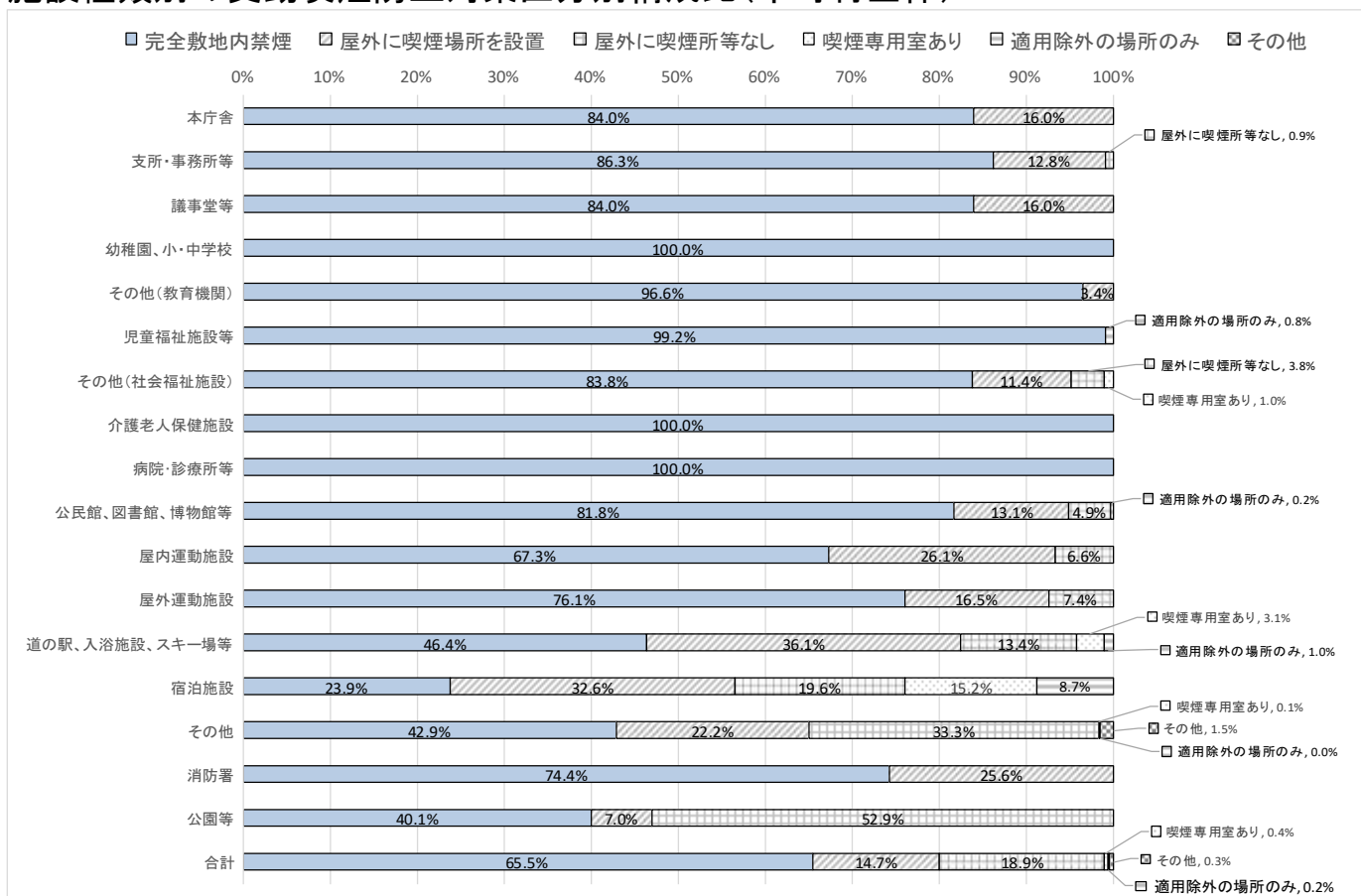
4 施設種類別の受動喫煙防止対策実施状況(市町村全体)

- ・「完全敷地内禁煙」を実施している施設が2,373施設(65.5%)と最も多い。
- ・「屋内喫煙可」としている施設は、36施設(1.0%)となっている。
- ・観光施設で「完全敷地内禁煙」の実施率が低く、「道の駅、入浴施設等」が46.4%、宿泊施設が23.9%である。

施設種類別実施状況(市町村全体)

施設区分	施設の種類	全施設数	完全敷地内禁煙	屋内(建物内)禁煙			屋内(建物内)喫煙可			
				屋外に喫煙場所を設置	屋外に喫煙所等は定めていない	小計	法の基準を満たす喫煙専用室を設置	適用除外の場所のみ喫煙可能	その他	小計
行政機関の庁舎	本庁舎	25	21	4	0	4	0	0	0	0
	支所・事務所等	117	101	15	1	16	0	0	0	0
議会	議事堂等	25	21	4	0	4	0	0	0	0
教育機関	幼稚園	3	3	0	0	0	0	0	0	0
	小学校	173	173	0	0	0	0	0	0	0
	中学校	99	99	0	0	0	0	0	0	0
	その他	29	28	1	0	1	0	0	0	0
社会福祉施設	児童福祉施設等	246	244	0	0	0	0	2	0	2
	その他	105	88	12	4	16	1	0	0	1
介護老人保健施設	介護老人保健施設	2	2	0	0	0	0	0	0	0
医療機関	病院・診療所等	43	43	0	0	0	0	0	0	0
社会教育施設(文化施設)	公民館、図書館、博物館等	588	481	77	29	106	0	1	0	1
社会教育施設(運動施設)	屋内運動施設	211	142	55	14	69	0	0	0	0
	屋外運動施設	243	185	40	18	58	0	0	0	0
観光施設等	道の駅、入浴施設、スキー場等	194	90	70	26	96	6	2	0	8
	宿泊施設	46	11	15	9	24	7	4	0	11
その他	その他	799	343	177	266	443	1	0	12	13
消防機関	消防署	78	58	20	0	20	0	0	0	0
屋外	公園 (上記の敷地内にある等、上記施設に付帯している公園を除く。)	599	240	42	317	359				0
合計		3625	2373	532	684	1216	15	9	12	36
割合			65.5%	14.7%	18.9%	33.5%	0.4%	0.2%	0.3%	1.0%

施設種類別の受動喫煙防止対策区別構成比(市町村全体)



5 市町村庁舎等で「敷地内全面禁煙」に取り組むことができない理由(自由記載)

調査対象:「屋内(建物内)禁煙」(屋外に喫煙場所設置)としている4市町村

施設利用者の利便性を考慮する必要があると判断したため。

周辺に喫煙場所がないため、想定外の場所での喫煙が懸念されること。また本庁舎においては喫煙者が全体の3割ほどおり、禁煙への意識が依然として低いこと。

葉たばこ生産者及び喫煙者への配慮も必要と考えている。他市町村の動向もみながら、敷地内全面禁煙への移行時期を検討中である。

今年度、喫煙場所を撤去予定。

(注:用語の説明)

- ・完全敷地内禁煙……建物を含む敷地内に喫煙できる場所はない、敷地内での喫煙を禁止している
- ・屋内(建物内)禁煙……建物内に喫煙できる場所はない
- ・屋内(建物内)喫煙可……喫煙場所以外は屋内全面禁煙等

市町村別庁舎等の受動喫煙防止対策状況

令和5年7月時点

市町村	本庁舎		支所・事務所等			議会堂（棟）	
	①敷地内禁煙	②屋外に喫煙場所を設置	①敷地内禁煙	②屋外に喫煙場所を設置	③屋外喫煙可能	①敷地内禁煙	②屋外に喫煙場所を設置
秋田市	○		14	2		○	
能代市	○		2			○	
横手市		○	1	11			○
大館市	○		5			○	
男鹿市	○		8			○	
湯沢市	○		5		1	○	
鹿角市	○		5			○	
由利本荘市	○		21			○	
潟上市	○		4			○	
大仙市	○		11			○	
北秋田市	○		11			○	
にかほ市	○		3			○	
仙北市	○		6			○	
小坂町	○		2			○	
上小阿仁村	○					○	
藤里町		○					○
三種町		○		2			○
八峰町		○					○
五城目町	○					○	
八郎潟町	○		1			○	
井川町	○					○	
大潟村	○					○	
美郷町	○		2			○	
羽後町	○					○	
東成瀬村	○					○	